

指定避難所等水害対策基本方針について

1 目的

指定避難所等に対する水害対策を講じる際、想定最大規模降雨又は計画規模降雨によるいずれかの浸水深を想定した対策が求められるため、統一した判断基準を設定し、水害対策の基本方針とする。

2 判断基準

国土交通省及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するために制定した「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を準用し、構造体Ⅰ類に該当する施設を**市役所本庁舎及び市立病院（災害拠点病院）**とし、想定最大規模降雨による浸水深を想定した対策が必要な施設とする。

また、その他施設は**計画規模降雨**による対策を講じるものとする。

基本方針

1 想定最大規模降雨による浸水深を想定した対策が必要な施設

(1) 施設の用途

- ・災害対策の指揮、情報伝達等のための施設
- ・被災者の救助、緊急医療活動等のための施設

(2) 対象となる施設（構造体Ⅰ類）

- ・市役所本庁舎
- ・市立病院（災害拠点病院）

2 計画規模降雨による浸水深を想定した対策が必要な施設

(1) 施設の用途

上記1（1）以外の全て

(2) 対象となる施設（構造体Ⅰ類以外）

上記1（2）以外の全ての施設

例) 小・中学校、保育所、公民館、児童館、老人憩の家、消防署、スポーツ施設、文化会館、荻野運動公園、斎場、環境センター、学校給食センター、保健福祉センター など